



児童手当制度が 拡充されます

★所得制限により児童手当を受給していない保護者へ★

所得制限の緩和(表1)により、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する人は、**認定請求の手続きが必要**です。

(単位：万円)

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金加入者)
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

表1

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

請求書のほかに必要な書類

- ・年金加入証明書等(申請者が厚生年金等に参加されている場合)
 - ・児童手当用所得証明書(その年の1月1日に住所があった市町村からの証明。転入時期により必要な証明書が異なります。)なお、平成18年度分は6月以降発行になります。
H17.1.2～H18.1.1 転入……………平成17年度分のみ
H18.1.2～H18.4.30 転入……………平成17年度分と平成18年度分
H18.5.1～ 転入……………平成18年度分のみ
 - ・口座振替支払依頼書
- ※必ず申請者本人名義の口座(郵便局以外)をお願いします。

問い合わせ先

子育て支援課 子ども家庭係(西合志庁舎)
☎242-1159

～4月1日から児童手当制度が改正～

- ①支給対象年齢……………現在の小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、**小学校6学年(12歳到達後最初の年度末)までに拡大**
- ②所得制限が緩和……………表1参照

新たに児童手当を受ける児童の保護者は、次の場所で認定請求などの手続きが必要です。

子育て支援課(西合志庁舎)・合志庁舎総合窓口・各支所
※公務員は勤務先での手続きとなります。

改正に伴う新規請求は、平成18年9月29日までに受け付けたものに限り、4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

注：今回の改正で該当する人の認定請求などの受付は、6月ごろからを予定しています。なお、該当する人には子育て支援課より、関係書類を送付予定ですので、書類到着後、提出をお願いします。

★平成18年度……………小学校4年生の児童がいる保護者へ★

(平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれの児童)

これまで児童手当を受給していた保護者は、**特段の手続きをする必要はありません。**

上記に該当しない保護者で、次の受給資格がある場合は、認定請求の手続きが必要です。

★平成18年度……………小学校5・6年生の児童がいる保護者へ★

(平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれの児童)

これまで、**児童手当を受給していない保護者は、認定請求が必要**です。現在すでに児童手当を受給している保護者は、**額改定認定請求等が必要**です。